

地域計画

策定年月日	令和7年3月3日
更新年月日	( )
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	富士見市 112356
地域名 (地域内農業集落名)	上南畑地区 (上畑(一部)・道場・北中下・南中下・池の橋・田中・砂原(一部)・登戸(一部)・八幡(一部))

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	67 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	67 ha
② 田の面積	66 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	13 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	48 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	27 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>①農業者の平均年齢が73歳と高齢化が進んでおり、また、65歳以上の農業者の農地面積は全体の農地面積の約72%と高い割合を占めているため、今後畦畔等の共同部分の管理や水管理が難しくなっていくことが懸念される。</p> <p>②①のうち、後継者不在とする農業者の農地面積は約56%を占めており、遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、持続的に農地の利用を図りつつ、地域の活性化を進めるためには、農業の魅力の発信や新規就農者の確保・育成を行うことにより、地域住民や関係機関と連携し、地域全体で地域農業を維持・保全する仕組みづくりが必要である。</p> <p>③所有農地を維持したい意向の農業者が多い状況ではあるが、今後自作が困難となる場合に備え、農地中間管理機構の活用を進める必要がある。</p> <p>④農地の分散化による農業生産効率の低下が考えられる。</p> <p>⑤ほ場整備済地区については規模を拡大したい意向の農業者もいるが、未整備地区については農業用水の安定供給が難しい上に農道も狭く、効率的な農業経営が困難な状況があり、今後遊休農地や耕作放棄地の発生が懸念されるため、農業環境の整備が必要である。</p> <p>⑥当地域に隣接する既存集落において新築住宅が増加しており、農作業に関する音や農薬の散布、道路上の泥等へのクレーム対応が必要となってきた。</p>
---

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>①自作が困難な状態にある農業者の所有農地について、農地中間管理機構を活用し、地域内の農業を担う者を中心に農地の集積・集約化を進め、遊休農地化や未管理農地の発生を抑制を図る。</p> <p>②農地耕作条件改善事業等のほ場整備事業の活用を検討し、農業環境の整備を進める。</p> <p>③持続的に農地の利用を図りつつ、地域の活性化を進めるため、地産地消の取組みを拡大しつつ、地域住民・関係機関と協働して、農業を含めた地域づくりと楽しい農業への取組みを実践するとともに、地域全体で地域農業を維持・保全する仕組みづくりを進める。</p> <p>④一人当たりの耕地面積の拡大が見込まれるため、農業生産効率の向上に寄与するスマート農業技術の活用と新規就農者の確保・育成を進める。</p> <p>⑤米の品質に付加価値を付けたブランド化に取り組む。</p> <p>⑥地区内の農業経営モデルを研究する。</p>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の受け手となる担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業委員・農地利用最適化推進委員、いるま野農業協同組合、埼玉県、(公社)埼玉県農林公社等と連携を図り、次に掲げる取組を実施する。			
①地区内での話合いの推進			
②農地中間管理機構の活用			
③農地耕作条件改善事業の実施			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	36.4	%	将来の目標とする集積率
			43.3 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数は、3箇所。(令和6年度時点)			
集約面積の拡大を進める。(令和15年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、地域内の農業を担う者を中心に農地の集積・集約化を進める。引き続き、地域内での話合いの推進、関係機関との連携等を図り、認定農業者等、地域内の農業を担う者の情報共有を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の段階的な集約化を進めるため、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として所有農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組
農業生産効率の向上を図り、かつ、農地の集積・集約化を進めるため、戸中堀地区(ほ場未整備部分)において、畦畔除去による区画拡大、農道・水路の整備等に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術等の支援や耕作農地の調整等、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業の効率化が期待できる防除作業は、地域の農作業受託組織等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

--

